

【項目調整シート】

(1) 校名・校歌・校章 ① 校名

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、 】

学校名については、市民公募を行い、候補となる学校名を学校再編準備委員会において選抜します。選抜した学校名をもとに、総合教育会議において選定し、甲賀市立学校条例において定めます。

- 選定方法： 公募
- 応募できる方： 信楽中学校区内に在住している方、もしくは過去に在住していた方
- 応募方法： 氏名、住所、校名に込めた思い等を様式に記載し応募
- 選定方法：
 - ① 再編準備委員会で一次審査
 - ② 一次審査通過案へ信楽地域各小学校児童による投票
 - ③ 児童の投票結果を参考に、再編準備委員会で二次審査
二次審査の結果に基づき新校名案を教育委員会へ提案
 - ④ 甲賀市総合教育会議で新校名を選定
 - ⑤ 教育委員会会議で再編する学校の設置について議決
 - ⑥ 甲賀市立学校条例改正議案を市議会へ上程
- その他： 応募は1人1点まで。選定した学校名提案者の公開・表彰は実施しない

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、 】

・特に意見なし

3. 調整結果案

結果報告【第3回、 】

学校名については、市民公募を行い、候補となる学校名を学校再編準備委員会において選抜します。選抜した学校名をもとに、総合教育会議において選定し、甲賀市立学校条例において定めます。

【準備委員会確認日： 】

【項目調整シート】

(1) 校名・校歌・校章 ② 校歌

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、】

校歌の制作については、専門的知識を要することから、作詞家、作曲家へ依頼し制作を進めます。なお、制作過程においては、新校歌のフレーズを小学生児童に募集するなど、市民参画による取り組みとします。

- 完成時期：令和9年12月までに完成
- 作成の流れ：
 - ① 再編準備委員会内で候補者案を検討・決定し、市教委から候補者へ依頼
 - ② 信楽地域各小学校児童へ新校歌のフレーズを募集
再編準備委員会内で、現在の校歌より重要なフレーズを選定
 - ③ 作詞家へ、②の募集内容、選定結果を伝え、作詞を依頼
 - ④ 作曲家へ作詞結果に基づき、作曲を依頼

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、】

- ・今後小中一貫教育を進めるのであれば、小中が同じ校歌でも良いのではないかと。
- ・昨今の動向として、AIによる歌詞作成を検討してはどうか。
- ・有名アーティストに作曲依頼し、開校式で校歌を歌っていただくなど、甲賀市、信楽をアピールできる方を選定するようにしてはどうか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、】

校歌の制作については、専門的知識を要することから、作詞家、作曲家へ依頼し制作を進めます。なお、制作過程においては、新校歌の歌詞（言葉）を小学生児童に募集するなど、市民参画による取り組みとします。

【準備委員会確認日：】

【項目調整シート】

(1) 校名・校歌・校章 ③ 校章

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、】

校章については、デザイン案の市民公募を行い、候補となるデザインを学校再編準備委員会において選抜します。選抜したデザインをもとに教育委員会において定めます。

- 選定方法： 公募
- 応募できる方： 市内に在住している方
- 応募方法： 過去に発表したことのないデザイン案及びデザインの思いを記載し、提出
- 選定方法： ① 再編準備委員会で一次審査
 - ② 一次審査通過案へ信楽地域各小学校児童による投票
 - ③ 児童の投票結果を参考に、再編準備委員会で二次審査
二次審査の結果に基づき、教育委員会へ新校章案を提案
 - ④ 甲賀市教育委員会会議で新校章案を議決



2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、】

- ・ 5 小学校の校章の由来を参考にしたい。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、】

校章については、現在の信楽中学校の校章が5つの地域の特色がデザインされ、表現されていることから、信楽中学校の校章デザインを基本に作成します。

【準備委員会確認日：】

【項目調整シート】

(2) 服装・体操服 ① 服装

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、 】

標準服、服装規定なしの学校が混在するため、保護者の意向を確認し、教育委員会が決定します。

○ 保護者の意向確認：P T A部会で実施

《参考》

信楽小学校	…標準服	雲井小学校	…標準服
小原小学校	…服装規定なし	朝宮小学校	…標準服
多羅尾小学校	…服装規定なし		

市内公立小学校で「制服」の制定は行っていません。

「標準服」とは、子どもたちが着用することが望ましい服装として設定しているものであり、義務付けを行っているものではありません。

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、 】

・保護者への意見聴取はどのような形で実施するのか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、 】

標準服として規定する学校、服装規定のない学校が混在するため、保護者の意向を確認し、教育委員会が決定します。

【準備委員会確認日： 】

(2) 服装・体操服 ② 体操服

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、 】

再編校における新たなデザインの体操服を指定します。ただし、再編後一定期間は経過措置期間として、旧小学校の体操服が使用できるよう配慮します。

体操服の新たなデザインは、学校再編準備委員会において候補を選定します。

○ 選定方法：P T A部会で検討

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、 】

・体操服は安全面を配慮しての着用となるのか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、 】

再編に伴い、新たなデザインの体操服を教育委員会において指定します。ただし、再編後一定期間は経過措置期間として、旧小学校の体操服が使用できるよう配慮します。

体操服の新たなデザインは、学校再編準備委員会において候補を選定します。

【準備委員会確認日： 】

【項目調整シート】

(3) 通学方法・通学路 ① 通学方法

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、】

学校再編により通学距離が元の学校よりも遠距離となる児童に対しては、スクールバスを導入します。

スクールバスの導入に当たっては、車両、運行等の一切をバス運行事業者に委託することが望ましいところですが、運転手不足等により困難な場合には、運行業務の請負（一部委託）、市直営による運行等、運行が可能となる手段により導入します。

中学生は学校再編による影響を受けるものではないこと、小学生児童の座席確保の観点から、スクールバスへの混乗は行いません。

運行経路については、利用する児童の状況が変化することから、毎年度見直しを行うこととします。

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、】

・近年バスの事故が多い中、委託する際の市の事業者に対する監視体制はどのようになるのか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、】

学校再編により通学距離が元の学校よりも遠距離となる児童に対しては、スクールバスを導入します。

スクールバスの導入に当たっては、車両、運行等の一切をバス運行事業者に委託することが望ましいところですが、運転手不足等により困難な場合には、運行業務の請負（一部委託）、市直営による運行等、運行が可能となる手段により導入します。

中学生は学校再編による影響を受けるものではないこと、小学生児童の座席確保の観点から、スクールバスへの混乗は行いません。

運行経路については、利用する児童の状況が変化することから、毎年度見直しを行うこととします。

準備委員会確認日【】

【項目調整シート】

(3) 通学方法・通学路 ② 通学路

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、 】

児童の通学路については、学校再編により通学方法、通学路が大きく変わる児童も多いことから、各地域における通学路について見直しを行います。

スクールバス乗降場所までの新たな通学路を設定する場合において、再編校開校までに通学路の安全点検を行い、児童の安全・安心な通学路の確保に努めます。

《参考》

○学校保健安全法第27条に基づく「学校安全計画」において、通学路を指定する。

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、 】

- ・現在実施している旗当番はどうなるのか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、 】

児童の通学路については、学校再編により通学方法、通学路が大きく変わる児童も多いことから、各地域における通学路について見直しを行います。

スクールバス乗降場所までの新たな通学路を設定する場合において、再編校開校までに通学路の安全点検を行い、児童の安全・安心な通学路の確保に努めます。

準備委員会確認日【 】

(4) 放課後児童クラブ ① 放課後児童クラブ

1. 調整方針(事務局案)

提案【第2回、 】

放課後児童クラブについては、未就学児の保護者を含め、利用者ニーズを調査し、信楽中学校区内における施設の統廃合の要否について決定します。

《参考》

○令和8年度開所している児童クラブ（R8.4.1現在）

- ・雲井くもっこ児童クラブ 定員80名 希望者24名
- ・信楽児童クラブ 定員65名 希望者48名（小原小学校の利用希望者4名を含む）

○信楽小学校改築後の児童クラブ 定員80名（40名2クラス）

2. 準備委員会での意見

意見聴取【第2回、 】

・雲井に児童クラブが開所される場合、学校から児童クラブへスクールバスでの送迎はできるのか。

3. 調整結果案

結果報告【第3回、 】

放課後児童クラブについては、未就学児の保護者を含め、利用者ニーズを調査し、**今後の利用動向なども踏まえ**、信楽中学校区内における**児童クラブ**の統廃合の要否について、**総合的に判断し**、決定します。

準備委員会確認日【 】